

# 令和元年度 大阪府クールスポットモデル拠点推進事業に係る公募要領（第3回）

大阪府では、屋外空間における夏の昼間の暑熱環境を改善することを目的に、クールスポット※をモデル的に創出する「クールスポットモデル拠点推進事業」を民間事業者への補助事業として実施しています。（※クールスポットとは、主に屋外空間において人が涼しく感じる場所）

## 1 公募事業の内容

### (1) 事業名

クールスポットモデル拠点推進事業

### (2) 事業の趣旨・目的

大阪府においては、地球温暖化による気温の上昇だけでなく、都市化に伴うヒートアイランド現象による気温の上昇が加わり、暑熱環境が悪化しています。その結果、熱中症患者数の増加や寝苦しい夜の増加等、人の健康や生活環境への影響が顕著になっています。

今後のヒートアイランド対策については、平成27（2015）年3月に大阪府・大阪市で策定した「おおさかヒートアイランド対策推進計画」に基づき、令和7（2025）年度までに既存のクールスポットの活用や創出をすることにより、屋外空間における夏の昼間の暑熱環境を改善することなどを目標に取り組むこととしています。

その一環として、民間事業者の知識やノウハウ等を活用し、屋外におけるクールスポット創出の見本となる優れた取組みを公募し、助成するものです。

### (3) 公募する取組み

屋外空間における暑熱環境改善設備の導入によるクールスポットの創出

○民間事業者の敷地への日除け、ミスト発生器、打ち水ルーバー、保水性・遮熱性舗装、遮熱塗装、地上部緑化、建築物緑化など、暑熱環境改善設備と緑化を組み合わせたクールスポットづくり

○クールスポットであることや暑熱環境改善の仕組みなどを表示した看板の設置など

※クールスポットモデル拠点推進事業により、これまでに整備されたクールスポットは大阪府ホームページ（[http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/coolspot\\_odekake.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/coolspot_odekake.html)）からご覧いただけます。

## 2 補助内容

### (1) 補助対象事業数

5事業

ただし、審査の結果を踏まえ、予算の範囲内で対象事業数を増やすことがあります。

### (2) 補助金額・補助率

1事業あたりの補助金額は、補助対象経費の2分の1（上限400万円）とします。

ただし、補助対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合は、補助対象経費から当該補助金を控除した額の2分の1とします。

### 3 応募受付期間

【第3回】令和元年7月26日（金）から令和元年9月27日（金）まで  
※補助金交付予定額が予算上限に達した時点で公募は終了します。

### 4 補助対象者（応募できる方）

補助対象者（応募できる方）は、民間事業者又は複数の民間事業者による共同企業体（以下「民間事業者等」という。）（国及び地方公共団体以外）です。

なお、次に掲げる者は応募することができません。また、共同企業体で参加する者にあつては、構成員のうち一部の者が次に掲げる者であれば、応募することができません。

- ア 直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者
- イ 地方税及びその附帯徴収金を完納していない者
- ウ 宗教活動や政治活動を目的にしている者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員もしくは大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第四号に規定する暴力団密接関係者、並びにそれらの利益となる活動を行う者
- オ 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- カ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

### 5 応募条件

- (1) 大阪府内の市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に規定される市街化区域）において、民間事業者等が保有し、又は管理する土地や施設に整備されるものであること。
- (2) 人が通行し、とどまり、又は休憩する場所で、屋外空間における夏の暑熱環境の改善を主な目的とするものであること。
- (3) 整備するクールスポットは、暑熱環境改善設備等（下記）を3設備以上新たに設置すること。  
ただし、地上部緑化又は建築物緑化を必ず含めることとし、緑化と他の暑熱環境改善設備等とが一体となり、涼しさを感じる空間を形成するものであること。
- (4) 既存の暑熱環境改善設備等を活用する場合は、(3)の「3設備」を「2設備」に読み替える。
- (5) ミスト発生器を新たに設置する場合は、(3)、(4)の条件に関わらず、当該ミスト発生器に加え、地上部緑化又は建築物緑化（いずれも新設でも既設でも可）の整備で条件を充たすものとする。  
ただし、緑化と他の暑熱環境改善設備等とが一体となり、涼しさを感じる空間を形成するものであること。  
※整備するクールスポットについては、十分な暑熱環境の改善効果が発揮されるよう、下記ガイドライン等を参考に、施工場所や規模、設備の組み合わせ等の検討を行うこと。  
（参考）『まちなかの暑さ対策ガイドライン』（環境省）  
[http://www.env.go.jp/air/life/heat\\_island/guidelineH30.html](http://www.env.go.jp/air/life/heat_island/guidelineH30.html)
- (6) クールスポットであることや暑熱環境改善の仕組みなどを表示した看板等を設置すること。
- (7) 整備するクールスポットは、令和2年3月23日までに施工を完了すること。
- (8) 今回整備したクールスポットにより5年間継続して夏の暑熱環境の改善に取り組み、当該年度

の10月末までに供用状況を報告すること。

また、整備したクールスポットについて、気温等の計測を複数回実施し対照地点と比較する等の方法により、整備完了後1年目の夏の昼間における暑熱環境改善効果を定量的に把握し、報告すること。

(9) 応募は1者1提案(各回)とすること(別途、共同企業体構成員として参加する場合は提案可能)。

#### <暑熱環境改善設備等>

- (1) ミスト発生器(清浄な水を霧状に噴霧することにより、気化熱を利用して装置周辺の気温や体感温度を低減する装置)
- (2) 打ち水ルーバー(ルーバーフェンスの上部から水を流すことにより、気化熱を利用して表面温度を下げるとともに、装置周辺の気温や体感温度を低減する装置)
- (3) 散水設備
- (4) 日除け(日除け部分の水平投影面積の合計が10㎡以上のもの)
- (5) 建築物の外壁、ひさし等への遮熱性塗料の塗布又は遮熱性フィルムの貼付(塗布又は貼付面積の合計が10㎡以上のもの)
- (6) 建築物のガラス面への再帰性フィルムの貼付
- (7) 保水性舗装又は遮熱性舗装(舗装面積の合計が10㎡以上のもの)
- (8) 地上部緑化(敷地の空地、通路等における高・中・低木、芝生等の植栽(容量100ℓ以上のプランター又はコンテナによる植栽を含む。)で緑化面積の合計が10㎡以上のもの)
- (9) 建築物緑化(建築物等の外壁、ベランダ、屋上、塀等における緑化で緑化面積の合計が10㎡以上のもの)
- (10) その他暑熱環境改善効果のある設備(環境汚染を発生させるおそれのないもの)

※(4)、(5)、(7)、(8)、(9)について、対象とする面積が10㎡に満たない暑熱環境改善設備等が存在する場合、対象面積が10㎡以上となるまで増加させることにより、既存の暑熱環境改善設備等とみなすことができます。

※暑熱環境改善設備等の設置イメージについては、別紙を参照してください。

## 6 補助対象経費

応募事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、補助金交付決定以降に、契約(リース契約を含む)、発注、購入等を行い、かつ設計積算書や見積書等の書類によって金額が確認できる次に掲げる経費を補助の対象とします。

対象経費	内 容
工事費	クールスポットづくりのために必要な工事等に要する経費 ※ 法令等により義務付けられた緑化部分の整備に係る費用については対象外となります。 ■本工事費 <直接工事費> 材料費、労務費、直接経費 <間接工事費> 共通仮設費、現場管理費、一般管理費 ■付帯工事費 ■機械器具費

	■測量及び試験費
備品購入費	クールスポットづくりに係る暑熱環境改善設備等の購入費 (暑熱環境計測器、ベンチ・いす・テーブル等の付帯設備を含む。)
広報費	クールスポットの広報に必要な備品や消耗品購入費、印刷費等 (クールスポット明示の看板の購入やチラシの印刷に係る経費等)
使用料及び賃借料	クールスポットづくりに係る暑熱環境改善設備等の借用費(リース代) (ベンチ・いす・テーブル等の付帯設備を含む。)
専門的知識に係る経費	クールスポットづくりの際の有識者等からの意見聴取、専門業者への デザイン委託等に必要経費

※付帯設備に係る経費の割合は、補助対象経費全体の3分の1を超えないものとします。

## 7 事業実施の流れ【第3回】

事業時期	内 容
令和元年度	
9月27日まで	企画提案の公募
10月から11月まで	提案事業の審査・選定 補助対象事業の決定 補助金の交付申請・交付決定 ※事業着手は交付決定以降にしなければなりません。
3月23日まで	クールスポットの整備
整備完了後	設備整備等状況の報告 ・クールスポットの整備状況について、府が確認を行います。 補助金額の確定・交付
令和2年度	
7月から9月まで	クールスポット利活用(供用)、暑熱環境改善効果の把握 ・クールスポットの利活用状況について、府が確認を行います。
10月	暑熱環境改善効果の報告(1年目) クールスポット供用状況等の報告(5年間)

## 8 応募の手続き【第3回】

本事業の提案に関する応募手続等は、以下のとおりです。

「4 補助対象者」、「5 応募条件」等を確認の上、必要な書類を募集期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和元年7月26日(金)から令和元年9月27日(金)まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)

イ 配布方法

「オ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、大阪府ホームページ  
(<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/coolspot.html>) からダウンロードできます。(郵送による配布は行いません。)

ウ 受付期間

令和元年7月26日(金)から令和元年9月27日(金)まで(必着)  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)

エ 提出方法

「オ 配布場所及び受付場所」への持参又は郵送(「特定記録郵便」又は「簡易書留」)で行ってください。

提出の際は電子データの提出も併せて行ってください。

オ 配布場所及び受付場所

大阪府環境農林水産部エネルギー政策課温暖化対策グループ  
所在地: 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)22階  
電話番号: 06-6210-9553

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類(※副本の押印は不要)

① 大阪府クールスポットモデル拠点推進事業企画提案書(応募様式第1号): 正本1部、副本10部

② 事業計画書(応募様式第2号): 正本1部、副本10部

③ 共同企業体で参加の場合

ア 共同企業体届出書(応募様式第3号): 正本1部、副本10部

イ 共同企業体の協定書: 正本1部、副本10部

④ 納税証明書(未納がないことの証明: 発行日から3カ月以内のもの): 正本1部

ア 大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の納税証明書

(大阪府内に事業所がない場合は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するもの)

イ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) その他

ア 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれをA4ファイルに綴って提出してください。

応募書類は電子媒体(メールもしくはCD-R)での提出もお願いします。

イ 表紙及び背表紙には提案事業の名称と提案事業者名を記入してください。

<記入例>「令和元年度 大阪府クールスポットモデル拠点推進事業提案書

〇〇〇〇クールスポット整備事業 株式会社〇〇(法人名)」

ウ 書類提出後の差し替えは認めません(大阪府が修正や追加提出等を求める場合を除く)。

## 9 質問の受付【第3回】

### (1) 受付期間

公募開始日から令和元年9月13日（金）午後5時まで

### (2) 提出方法

電子メール（アドレス：eneseisaku-03@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。なお、電子メールの件名は「【質問：クールスポットモデル拠点推進事業】」としてください。

ア 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 質問への回答は、大阪府ホームページ

（<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/coolspot.html>）に掲示し、個別には回答しません。

## 10 審査の方法

### (1) 審査方法

ア (2)の審査・評価の基準に基づき、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会において審査を行い、部会としての評価点を決定し、その結果を踏まえ、大阪府知事は上位5事業を補助対象事業として決定します。ただし、予算の範囲内で対象事業数を増加することがあります。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

ウ 審査の結果、部会としての評価点が60点未満となった事業は原則として採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

### (2) 審査・評価の基準

審査項目	評価の基準	配点
① 暑熱環境の改善効果 (整備する設備等)	・ 整備する設備等の内容が暑熱環境の改善効果について十分期待できる設備や緑化となっているか。 ・ 涼しさを感じる空間となっているか。	30
② 集客効果 (事業実施場所、集客性、デザインその他の集客の工夫等)	・ 事業実施場所は人が利用しやすい場所か。また、その周辺環境からクールスポットづくりにふさわしい場所か。 ・ 人が利用したくなるデザインとなっているか。	30
③ 波及・PR効果 (他の場所への普及、PR方法等)	・ 他の場所におけるクールスポット創出への波及や府民へのPR効果が期待できる計画となっているか。	20
④ 事業効果の把握 (効果の把握方法)	・ 温度等の測定やアンケート調査等により、事業効果を的確に把握できる計画となっているか。	10
⑤ 省エネの取組 (電気、水等の使用)	・ 使用する設備等が省エネや地球温暖化対策に配慮した計画となっているか。	10
合計		100

(3) 次に該当する場合は、審査の対象から除外します。

- ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 本要領に違反又は著しく逸脱した場合
- エ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

## 11 問い合わせ先

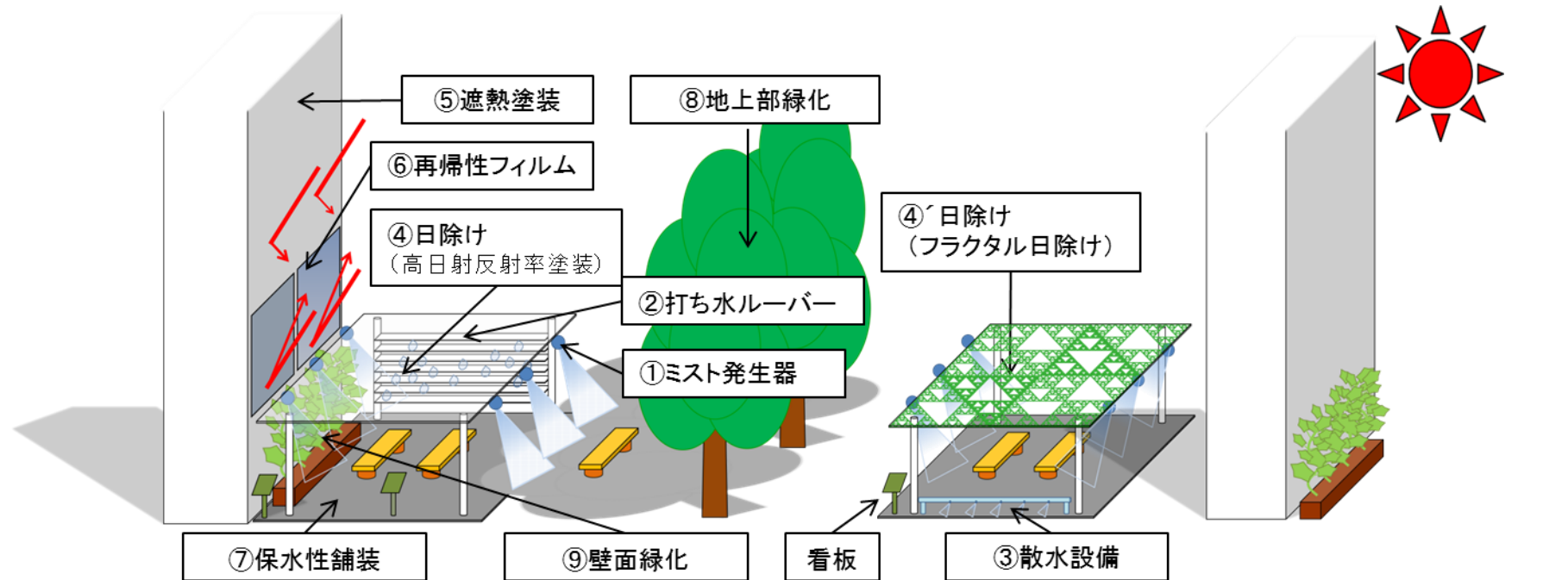
大阪府環境農林水産部エネルギー政策課温暖化対策グループ

所在地：大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）22階

電話番号：06-6210-9553      ファクシミリ番号：06-6210-9259

E-mail：[eneseisaku-03@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:eneseisaku-03@gbox.pref.osaka.lg.jp)

## 暑熱環境改善設備等の設置イメージ



## ①ミスト発生器

霧の噴霧で周辺温度を低下させます。

## ②打ち水ルーバー

親水性を高めたルーバーフェンス上段から水を流し、蒸発散により、ルーバー表面温度を下げることで、周辺空気温度を改善します。

## ③散水設備

散水した水の気化熱により路面温度を低下させます。

## ④日除け(高日射反射率塗装)

高日射反射塗装により、強烈な日射をはね返し、下部への侵入を抑制します。

④<sup>~</sup>日除け(フラクタル日除け)

樹木の葉を模したピースを組み合わせて作る新発想の日除けです。強い日射しを木漏れ日に変え、木陰のような居心地をもたらします。

## ⑤遮熱塗装

赤外線反射顔料を使用した遮熱機能付塗装です。

## ⑥再帰性フィルム

熱線(近赤外線)を上方に再帰させることで、下方への熱線を低減し、暑熱環境を改善します。

## ⑦保水性舗装

保水した水の気化熱により路面温度を低下させます。

## ⑧地上部緑化

木陰により、人への日射を直接低減するとともに、路面への日射を低減し、路面温度の上昇を抑制します。

## ⑨壁面緑化

壁面に設置した植物の蒸散作用により、壁面表面温度を下げ、周辺空気温度を改善します。

## ⑩その他

その他暑熱環境改善効果のある設備(環境汚染を発生させるおそれのないもの)。